

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任免の状況

①採用の状況

＜平成17年4月2日～平成18年4月1日＞

(単位：人)

区分	合計		競争試験		選考		再任用	
		うち4月1日		うち4月1日		うち4月1日		うち4月1日
一般事務	2	2			2	2		
医師	2	2			2	2		
助産師	1	1	1	1				
看護師	2	2	2	2				
合計	7	7	3	3	4	4	0	0

②退職等の状況

＜17年度＞

(単位：人)

区分	合計	定年		勸奨		普通	その他				
		勤 務 延長後		定年前 希 望			分限	懲戒	失職	死亡	再任用 後離職
一般事務	8	2		2		3		1			
保育士	1			1							
医師	1					1					
助産師	2					2					
看護師	3					3					
合計	15	2	0	3	0	9	0	1	0	0	0

(2) 職員数の状況

①部門別職員数の状況と主な増減理由

＜各年4月1日現在＞

(単位：人)

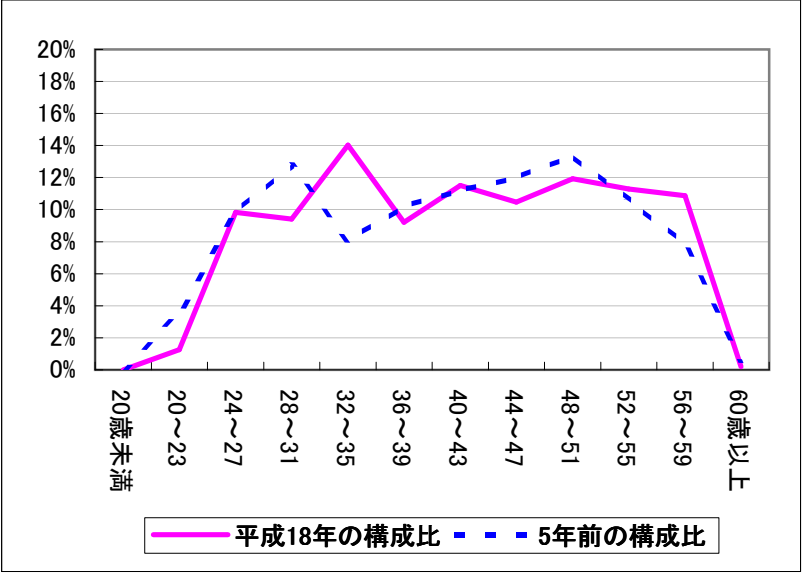
区分		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		17年	18年		
一般行政部門	議 会	5	5	0	
	総 務	95	86	△ 9	事務の統廃合縮小（△1）、その他の減（△9）、業務増（1）
	税 務	23	22	△ 1	その他の減（△1）
	民 生	79	83	4	法令等の制定改正（1）、その他の増（3）
	衛 生	27	26	△ 1	事務の統廃合縮小（△1）、欠員不補充（△1）、業務増（1）
	農林水産	37	34	△ 3	事務の統廃合縮小（△1）、その他の減（△2）
	商 工	7	7	0	
	土 木	17	17	0	事務の統廃合縮小（△1）、業務増（1）
	小計	290	280	△ 10	
特別行政部門	教 育	95	98	3	その他の減（△1）、業務増（2）、その他の増（2）
	小計	95	98	3	
公営企業等 会計部門	病 院	71	71	0	欠員不補充（△2）、業務増（1）、その他の増（1）
	水 道	6	6	0	
	下 水 道	13	12	△ 1	その他の減（△1）
	そ の 他	11	11	0	
	小計	101	100	△ 1	
合計		486 [490]	478 [490]	△ 8 [0]	

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数です。
2 []内は、条例定数の合計です。

②年齢別職員構成の状況

＜平成18年4月1日現在＞（単位：人）

区分	職員数
20歳未満	0
20歳～23歳	6
24歳～27歳	47
28歳～31歳	45
32歳～35歳	67
36歳～39歳	44
40歳～43歳	55
44歳～47歳	50
48歳～51歳	57
52歳～55歳	54
56歳～59歳	52
60歳以上	1
計	478



③定員適正化計画の年次別進捗状況（実績）の概要

＜各年4月1日現在＞（単位：人）

区分		17年 計画前年	18年 1年目	19年 2年目	20年 3年目	21年 4年目	22年 5年目	17年～22年 計	(参考) 数値目標
一般行政部門	減員		17					17	
	増員		7					7	
	差引		△ 10					△ 10 (31.3 %)	
	職員数	290	280					280	
特別行政部門	減員		1					1	
	増員		4					4	
	差引		3					3 (△150 %)	
	職員数	95	98					98	
公営企業等 会計部門	減員		3					3	
	増員		2					2	
	差引		△ 1					△ 1 (11.1 %)	
	職員数	101	100					100	
計	減員		21					21	
	増員		13					13	
	差引		△ 8					△ 8 (18.6 %)	
	職員数	486	478					478	

- (注) 1 計画期間は、平成17年4月2日から平成22年4月1日までの5年間です。
2 平成22年4月1日現在における定員適正化計画の数値目標は381人（43人の純減）です。ただし、市民病院職員（一般事務及び給食調理員を除く。）を除きます。
3 （ % ）内の数値は、数値目標に対する進捗率を示します。

2. 職員の給与の状況

(1) 総括

①人件費の状況

＜17年度普通会計決算見込み＞（単位：千円）

住民基本台帳人口 (17年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 16年度の人件費率
46,954 人	15,374,824	431,209	3,671,141	23.9 %	23.0 %

(注) 人件費には、特別職（市長、市議会議員、区長等）に支給される給料、報酬等を含みます。

②職員給与費の状況

＜18年度普通会計予算＞

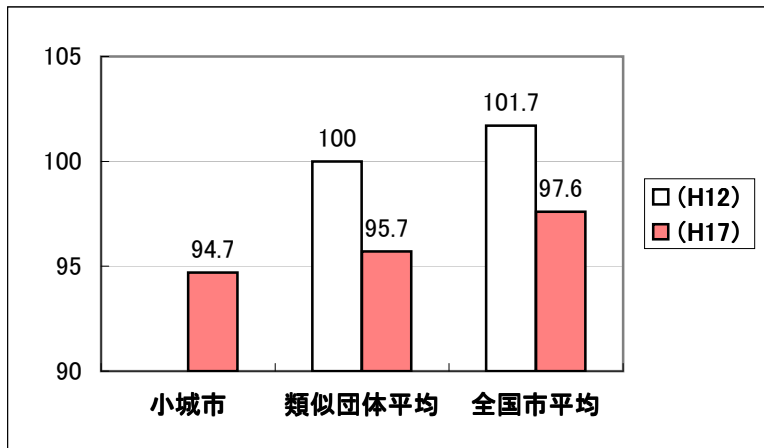
（単位：千円）

職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
390 人	1, 526, 400	185, 372	604, 491	2, 316, 263	5, 939

- （注） 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 給与費は当初予算に計上された額です。

③ラスパイレス指数の状況

＜各年4月1日現在＞



- （注） 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
3 市町村合併により、小城市に係る平成12年の指数はありません。

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

（2）から（4）までは、総務省の公表システム「給与・定員管理等の公表」の作成要領の例により集計（企業職を除く。）しています。なお、この場合の職種区分は、地方公務員給与実態調査の調査要領によるものです。

①職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

＜平成18年4月1日現在＞

（単位：円）

一般行政職			技能労務職		
平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
41.9 歳	326, 346	376, 148	43.8 歳	287, 197	302, 491

- （注） 1 「平均給料月額」とは、平成18年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

②職員の初任給の状況

＜平成18年4月1日現在＞

（単位：円）

区分		小城市		国	
		初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	159, 700	175, 300	170, 200	182, 200
	高校卒	138, 400	146, 700	138, 400	146, 700
技能労務職	高校卒	135, 600	143, 900	—	—

③職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況

＜平成18年4月1日現在＞ (単位：円)

区分		経験年数 1 0 年	経験年数 1 5 年	経験年数 2 0 年
一般行政職	大学卒	248, 456	280, 978	369, 640
	高校卒	202, 467	260, 420	314, 840
技能労務職	高校卒	215, 525	231, 950	290, 625

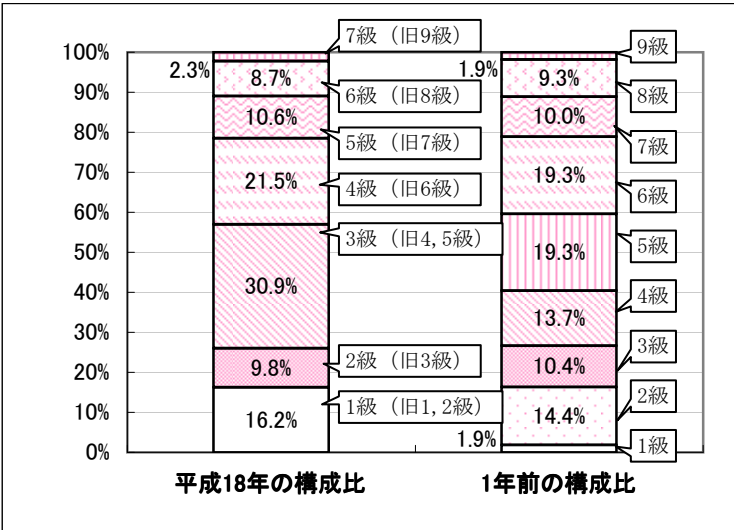
(注) 職員数が少ない職種の階層は、近似の階層で集計したものです。

(3)一般行政職の級別職員数等の状況

＜平成18年4月1日現在＞ (単位：人)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
7 級	部長	6	2.3 %
6 級	課長、参事	23	8.7 %
5 級	課長、課長補佐	28	10.6 %
4 級	課長補佐、係長、主査	57	21.5 %
3 級	係長、主査	82	30.9 %
2 級	主事	26	9.8 %
1 級	主事	43	16.2 %

(注) 1 小城市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。なお、給料表は9級制から7級制に改正 (H18. 4. 1施行) しました。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(4)職員の手当の状況

①期末手当・勤勉手当

＜17年度＞

区分	小城市		国	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
支給割合	3.00 月分 (1.60 月分)	1.45 月分 (0.75 月分)	3.00 月分 (1.60 月分)	1.45 月分 (0.75 月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	役職加算 5～15%		役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%	
1 人当たり平均支給額	1, 497 千円		—	

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

②退職手当

＜平成18年4月1日現在＞

区分		小城市		国	
		自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
支給割合	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	23.50 月分	30.55 月分
	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	33.50 月分	41.34 月分
	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	47.50 月分	59.28 月分
	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置		定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)		定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)	
退職時特別昇給		なし	勸奨 2号	なし	
1 人当たり平均支給額		1, 080 千円	27, 341 千円	—	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

③特殊勤務手当

〈平成18年4月1日現在〉

区分	支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額	職員全体に占める手当支給職員の割合	手当の種類
17年度決算（見込み）	41,210 千円	433,790 円	19.8 %	17 種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務		左記職員に対する支給単価
税務手当	税務課職員	市税の賦課徴収及び保険税の徴収に従事したとき		月額2,000円 月額5,000円（収納係）
防疫等作業手当	従事した職員	防疫作業に従事したとき		日額300円
社会福祉業務手当	社会福祉主事 査察指導員	福祉事務所保護係で福祉に関する業務に従事したとき		月額5,000円
野犬等の捕獲・処理手当	従事した職員	犬、猫等の捕獲及び死体の処理に従事したとき		日額1,000円
行路病人・死亡人取扱手当	従事した職員	行路病人又は行路死亡人の取扱に従事したとき		日額1,000円（病人） 日額3,000円（死亡人）
保健指導業務手当	保健師	結核患者又は精神障害者の家庭を訪問し、指導の業務に従事したとき		日額230円
用地交渉業務手当	従事した職員	公共事業に伴う土地、建物等の取得の交渉業務に従事したとき		日額200円
研究手当	医師	医療業務に関する研究を行ったとき		月額100,000円
臨床手当	医師	医療業務に従事したとき		給料月額×60/100
時間外往診診察手当	従事した医師	正規の勤務時間以外の時間に往診に従事したとき		1回1,000円～2,300円
分娩手当	従事した医師	正規の勤務時間以外の時間に分娩介助に従事したとき		1回4,000円
入院手当	従事した医師	患者の入院手続き業務に従事したとき		1回5,000円
放射線取扱手当	診療放射線技師	診療放射線の業務に従事したとき		月額10,000円
臨床検査手当	臨床検査技師	臨床検査業務に従事したとき		月額10,000円
麻薬取扱手当	薬剤師	調剤等の業務に従事したとき		月額10,000円
訪問リハビリ手当	理学療法士	訪問リハビリに従事したとき		月額5,000円
夜間看護手当	従事した看護師等	深夜の看護業務に従事したとき		1回1,200円～1,800円

④時間外勤務手当

（単位：千円）

区分	17年度決算（見込み）	16年度決算
支給実績	114,774	134,577
職員1人当たり平均支給年額	240	273

⑤その他の手当

〈平成18年4月1日現在〉

手当名	内容及び支給単価	国の制度	17年度決算（見込み）	
			支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額
扶養手当	●扶養親族のある職員に支給 配偶者 13,000円 配偶者以外 2人まで 各 6,000円 3人目以降 各 5,000円 子（16歳年度～22歳年度）加算 5,000円	同じ	44,440 千円	231,456 円
住居手当	●借家・借間又は自宅に居住する職員に支給 借家・借間居住職員（12,000円/月を超える家賃を支払っている職員） 最高27,000円 自宅居住職員 2,500円（新築・購入から5年間に限る）	同じ	19,803 千円	204,151 円
通勤手当	●通勤距離が片道2km以上である職員に支給 交通機関等の利用者 運賃等相当額（限度額55,000円/月） 自動車等の利用者 通勤距離相応額（2,000～24,500円/月）	同じ	15,497 千円	44,151 円
管理職手当	●管理又は監督の地位にある職員に支給 部長級職員 給料月額×15/100 （市民病院の院長は18/100） 課長級職員 給料月額×10/100	(国)俸給の特別調整額 支給割合 8/100～25/100	26,528 千円	564,413 円
管理職員特別勤務手当	●管理又は監督の地位にある職員が、臨時又は緊急の必要等により、週休日又は休日等に勤務した場合に支給（6時間を超える勤務は5割増） 部長級職員 6,000円 課長級職員 4,000円	同じ	192 千円	10,105 円
休日勤務手当	●祝日法による休日等に勤務した職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数	同じ	4,250 千円	30,800 円
夜間勤務手当	●正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ	3,707 千円	127,842 円
宿日直手当	●宿日直勤務を行った職員に支給 庁舎の保安、庁内の監視等、医師の在宅待機 4,200円 看護師の宿日直 5,800円	(国)支給額 4,200円～ 20,000円	7,742 千円	30,599 円

(5) 特別職の報酬等の状況

〈平成18年4月1日現在〉

区分			給料月額等		区分		17年度支給割合		区分		支給割合	
給料	市 長	925,000 円 （ 834,000 円）		期末手当	市 長	3.35 月分	退職手当	市 長	500 / 100			
	助 役	740,000 円 （ 666,000 円）			助 役			294 / 100				
	収入役	666,000 円			収入役			266 / 100				
報酬	議 長	474,000 円			議 長							
	副議長	413,000 円			副議長							
	議 員	386,000 円			議 員							

- (注) 1 市長及び助役の給料月額については、特例条例（H21.4.9まで）により（ ）内の額を支給しています。
2 退職手当の算定方式は「給料月額×在職年数×支給割合」、支給時期は「任期毎」です。
3 収入役については、合併以後、助役2人制の採用に伴い不在です。

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の概要

＜平成18年4月1日現在＞

1 週間の正規の勤務時間	1 日の正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休息時間	週休日
40 時間	8 時間	8:30	17:15	45 分	1 日の勤務時間の中途	日曜日及び土曜日

(注) 公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある職員は、上記以外の勤務時間等の割振りによります。

(2) その他の勤務条件の状況

① 休暇の概要

＜平成18年4月1日現在＞

休暇の種類	概要等	給与支給の有無
年次有給休暇	1年につき20日間付与 繰越制度有り 20日以内（労働基準法第39条の規定により付与された日数に限る）	有給
病気休暇	医師の証明等に基づいて、職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇 私傷病の場合 90日以内 結核性疾患の場合 1年6月以内 高血圧症等の場合 180日以内	有給
特別休暇	選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合における休暇 特に承認を与える期間	有給
介護休暇	配偶者、子、職員または配偶者の父母などの親族で、負傷、疾病または老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇 介護を必要とする一の継続する状態ごと 必要と認められる期間（6月以内）	無給
組合休暇	任命権者の許可を得て職員団体の業務又は活動に従事する期間における休暇 20日/年 以内	無給

② 一般職員の年次有給休暇の取得状況

＜暦年：平成17年1月1日～平成17年12月31日＞

（単位：日）

総付与日数	総取得日数	全対象職員数	平均取得日数	消化率
A	B	C	B／C	B／A
10,386	2,077.9	273 人	7.6	20.0 %

(注) 全対象職員数とは、平成17年1月1日から平成17年12月31日の全期間を在籍した一般職員（非現業の一般職に属する職員のうち、市長部局に勤務する職員で交代制勤務の職員を除く。）に限り、当該期間の中途に採用された者及び退職した者並びに当該期間中に育児休業、休職の事由がある職員並びに派遣職員を除く職員数です。

③ 育児休業等の利用状況

＜17年度＞

（単位：人）

区分	育児休業取得者数		部分休業取得者数		新たに取得可能となった対象職員数	新規取得者の平均承認期間	
		うち新規		うち新規		育児休業	部分休業
計	9	5	0	0	13	1年10月	
うち女性	9	5			5	1年10月	
男性					8		

(注) 育児（部分）休業取得者数には、その期間が当該年度以前から引き続いている職員数を含みます。

4. 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

〈17年度〉

(単位：人)

区分	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績がよくない場合					0
心身の故障の場合			2		2
職に必要な適格性を欠く場合					0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合					0
刑事事件に関し起訴された場合					0
条例で定める事由による場合					0
合計	0	0	2	0	2

(2) 懲戒処分の状況

〈17年度〉

(単位：人)

区分	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合					0
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合		1			1
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合				1	1
合計	0	1	0	1	2

5. 職員の服務の状況

(1) 職員の守るべき義務の概要

地方公務員法第30条は、服務の根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。この根本基準の趣旨を具体的に実現するため、同法は、職員に対し、次のような服務上の強い制約を課しています。

- ・法令等及び上司の服務上の命令に従う義務（同法第32条）
- ・信用失墜行為の禁止（同法第33条）
- ・秘密を守る義務（同法第34条）
- ・職務に専念する義務（同法第35条）
- ・政治的行為の制限（同法第36条）
- ・争議行為等の禁止（同法第37条）
- ・営利企業等の従事制限（同法第38条）

(2) 職務専念義務免除の概要

職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合のほかは、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用いなければなりません（地方公務員法第35条）。

ただし、あらかじめ承認を得ることで、職務に専念する義務を免除されることがあります。

- (例)
- ・研修を受ける場合
 - ・厚生に関する計画の実施に参加する場合

(3) 営利企業等従事許可の概要

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする会社等の役員を兼ねたり、報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならないとされています（地方公務員法第38条）。

6. 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況

〈17年度〉

(単位：人)

区分		主な研修	受講者数	備考
共同研修	階層別研修	新規採用職員研修、監督者研修 など9講座	52	佐賀県町村会、佐賀県市長会
	特別研修	財務事務、パソコンスキルアップ、政策法務	11	佐賀県町村会、佐賀県市長会
		市町村職員海外研修	1	(財)佐賀県市町村振興協会
派遣研修	研修所研修	公共政策重点コース	1	自治大学校
		指定管理者制度、情報公開と個人情報保護 など8講座	9	市町村アカデミー
		実践的課題解決型研修、戦略的政策形成型研修	2	全国市町村国際文化研修所
	実務研修	実務研修（土木）、税務特別研修	2	佐賀県
	専門研修	政策法務、人事管理 など5講座	5	
独自研修		マナーアップ実践セミナー、ビジネスマナー研修	43	
		新規採用職員研修	4	民間派遣

(2) 勤務成績の評定の状況

導入に向け調査・研究中です。

7. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康管理等の概要

①健康診断の状況

〈17年度〉

(単位：人)

区分	対象者	受診者数	受診率	有所見率	主な内容
成人病健診	424	416	98.1 %	5.1 %	診察、聴力、検尿、心電図、貧血、肝機能じん、腎機能、脂質、血糖検査
結核健診	424	410	96.7 %	3.4 %	胸部エックス線検査
胃検診	329	278	84.5 %	17.6 %	胃透視（H17.4.1現在 30歳以上）
婦人検診	162	99	61.1 %	4.0 %	子宮ガン検診（H17.4.1現在 30歳以上）
人間ドック等	51	51	100 %	—	—

②メンタルヘルスへの対応（概要）

職員の不安や悩みを解消し、健康な体及び精神の保持を図り、職員が職務に専念できるよう実施しています。平成17年7月から「なんでもカウンセリング」と称し、受付を担当する職員（保健師）が予約窓口となっており、臨床心理士が個別に相談に応じています。対象者は、概ね1月以上の長期休職者に係る職場復帰カウンセリング、希望者、総務課長の指名による者、年齢階層該当者です。

③セクシャルハラスメントへの対応（概要）

職場におけるセクシャルハラスメントの防止に関する要綱を制定し、セクハラ相談員及び苦情処理委員会を設置しています。

また、女性職員、セクハラ相談員及び管理職職員にわけ、講師を招いて研修会を実施しています。

(2) 厚生福利制度の概要

①共済制度の概要

職員の健康保険や年金などの共済制度は、社会保険制度の一環として、地方公務員法及び地方公務員等共済組合法の定めるところにより、佐賀県市町村職員共済組合（一部の教育委員会職員は公立学校共済組合佐賀県支部に加入）により実施されています。

共済組合では、組合員である職員とその家族の病気、ケガ、出産、死亡、休業、及び災害などに対して必要な給付を行う「短期給付事業」、職員の退職後の生活を保障する退職共済年金、遺族共済年金など主として老後を助ける給付を行う「長期給付事」、職員とその家族の病気予防などの保健事業、貯金の積立て、住宅資金の貸付などの「福祉事業」を行っています。

②その他職員福祉のための独自の制度の概要

地方公務員法第42条の規定に基づき、職員の福利増進を図るため職員互助会を設置しています。

互助会は、職員による互助組織で職員の掛金により運営され、職員の冠婚葬祭などに際しての給付事業をはじめ、職員親睦に資する事業や体育活動への助成などの福利事業等を行っています。

(3) 公務災害補償の状況

職員の公務上の災害に対する補償は、地方公務員災害補償基金佐賀県支部に加入し、実施されています。

平成17年度においては、公務上のケガによる災害が7件（うち通勤災害なし）認定されています。

(4) 職員の利益の保護の状況

職員は、地方公務員法の定めるところにより、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、市が公平委員会の事務を委託している佐賀県人事委員会に対して適当な措置が執られるよう要求することができます。同様に、職員は懲戒処分など、その意に反して不利益な処分を受けた場合には、不服申立てをすることができます。

平成17年度においては、勤務条件に関する措置の要求、不利益処分に関する不服申立て、ともに該当はありません。

